

自主防災組織活動事業補助金（資機材） 申請の手順

防災資機材の整備による地域防災力の向上を目的とし、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助事業の内容

(1) 概要

本補助事業は自主防災組織が実施する防災資機材整備事業への補助事業であり、下記事業に対して補助を行うものです。

(2) 補助対象組織

富山市長に自主防災組織結成届を提出し、受理されている組織

(3) 補助対象事業、補助率、補助可能回数及び補助限度額

①一般資機材整備事業

補助率：一般資機材整備費用（税込）の75%以内
補助可能回数：2回まで（連続した2年度での申請に限る）
補助限度額：30万円（2回の合計）

※補助1回の例・・・

補助金（30万円）

組織負担分（10万円）

※補助2回の例・・・

初年度補助金（15万円）

初年度組織負担分（5万円）

翌年度補助金（15万円）

翌年度組織負担分（5万円）

②洪水浸水対策資機材整備事業

水防法の規定により指定された洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の河川浸水が想定される区域）に一部または全部の区域が含まれている自主防災組織が補助対象となります。

補助率：洪水浸水対策資機材整備費用（税込）の75%以内
補助可能回数：1回まで
補助限度額：20万円

③津波対策資機材整備事業

富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に、その一部又は全部の区域が含まれている自主防災組織が補助対象組織となります。

補助率：津波対策資機材整備費用（税込）の75%以内
補助可能回数：1回まで
補助限度額：20万円

(4) 補助対象資機材

①一般資機材

消火器、リアカー、担架、救急箱、毛布、ヘルメット、発電機、防災倉庫 など

②洪水浸水対策資機材

排水ポンプ、ホース、止水版、吸水土のう、パネル土のう、など

③津波対策資機材

メガホン、警笛、ライフジャケット、ゴムボート、救助ロープ など

2. 申請手順

(1) 補助金交付申請書の提出・決定

補助金交付申請書(資機材用)(様式第1号)をご提出ください。

申請可能期間：原則、4月1日から6月末まで ※防災資機材を購入する前にご提出ください
事業内容を確認し、要件を満たすものについて「交付決定」を行います。

※補助金交付申請書(資機材用)(様式第1号)への添付書類

- ①防災資機材購入計画・収支予算書(様式第2号)
- ②見積書の写し
- ③防災資機材保管場所の地図

(2) 事業実施

交付決定を受けたのち、防災資機材購入計画・収支予算書に基づき、事業を実施してください。

(3) 事業完了・実績報告書の提出

事業完了後、実績報告書(様式第4号)をご提出ください。

※実績報告書(様式第4号)への添付書類

- ①防災資機材購入実績・収支決算書(様式第5号)
- ②領収書の写し
- ③納品書もしくは請求書の写し
- ④防災資機材の写真(購入した資機材の個数が確認できるもの)
- ⑤振込依頼書
- ⑥委任状(必要に応じて)

(4) 補助金額の確定・支払い

市で内容を確認後、「確定通知書」を送付し、補助金を指定の口座へ振り込みます。

3. 留意事項

(1) 補助金交付申請書の提出から交付決定までは、1ヵ月ほどかかりますので、ご注意ください

(2) 整備する資機材などを実績報告時に変更することは、原則できませんので、見積書提出の段階で、防災資機材の購入先と綿密にお打合せください。

(3) 下記の場合は、補助対象外となります。

(i) 町内単位等の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、当町内等を含む小学校区及び連合町内会を単位とする自主防災組織の交付申請。

(ii) 小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、当自主防災組織に含まれる町内単位等の自主防災組織の交付申請。

(4) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。